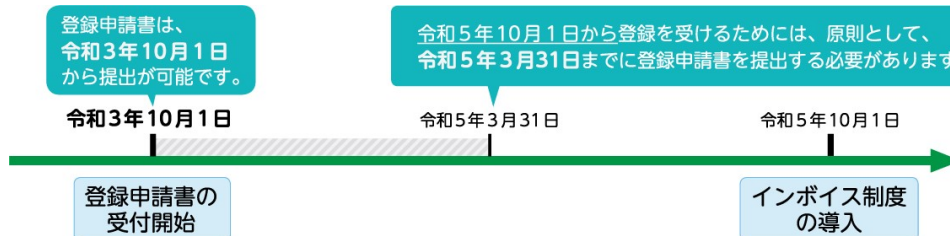


適格請求書発行事業者の登録申請開始まで残り半年を切りました

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能です。

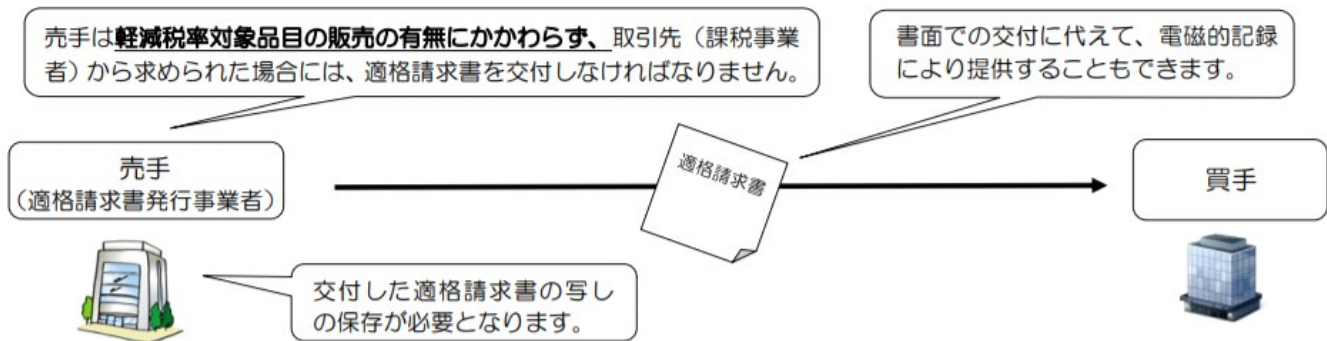
適格請求書保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者**である「**適格請求書発行事業者**」が交付する「**適格請求書**」等の保存が仕入税額控除の要件となります。該当の事業者は準備が必要です。



適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

⑥ 請求書			
××年11月分			
11/1	牛肉	※	5,400円
11/2	小麦粉	※	2,160円
⋮			⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		⑤	消費税 4,000円
(8%対象 40,000円)		⑤	消費税 3,200円
			④
①			△△(株)
			登録番号 T1234567890123



仕入税額控除の要件

(1) 帳簿の記載事項・・・保存が必要となる帳簿の記載事項は以下のとおりです。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

(2) 請求書等の範囲・・・保存が必要となる請求書等には以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録